

一般介護予防事業とは？

65歳以上のすべての方が利用できます。

地域の身近な場所で皆さんのが主体となって取り組む介護予防の活動を継続できるよう支援します。

【出前講座】

地域の各種団体に対し介護予防・健康づくりなどをテーマとした出前講座を実施します。

【いきいき百歳体操普及啓発事業】

「いきいき百歳体操」を地域の身近な場所で、住民が主体となって取り組むことができるよう支援します。

【地域介護予防リハビリテーション活動支援事業】

地域で取り組まれる介護予防活動団体等に対し、リハビリテーション専門職員を派遣し、「介護予防の指導」や「体力測定」などを実施し、活動を支援します。

新しい総合事業の利用の流れ

東員町地域包括支援センター又は長寿福祉課にご相談ください。
(介護保険制度と新しい総合事業についてご説明します。)

非該当

基本チェックリストにより判定

(介護保険制度と新しい総合事業についてご説明します。)

該当

介護予防・生活支援
サービス事業対象者
(事業対象者)

非該当

(事業対象者の場合)

要支援・要介護認定申請

要支援
1・2

要介護
1～5

地域包括支援センターがケアプランを作成
(介護予防ケアマネジメント)

地域包括支援センター
がケアプランを作成

ケアマネジャーが
ケアプランを作成

一般介護予防事業

介護予防・生活支援
サービス事業
(訪問・通所サービス等)

介護予防サービス
(訪問看護、
福祉用具貸与等)

施設サービス
居宅サービス
地域密着型サービス